

I 浜松市屋外広告物等に係る是正指導要綱

違反広告物等の是正

- 1 目的

浜松市屋外広告物条例に基づき、これに違反する屋外広告物等の是正事務に関し、必要な事項を定めるもの。
- 2 対象者

広告主、屋外広告業を営む者（登録業者、特例業者、無登録業者など）
- 3 主な内容
 - 【第1条・第2条】 目的、定義
 - 【第3条】 調査

条例の規定に違反している疑いのある屋外広告物等について調査し、違反事実、是正の緊急性、表示し、設置し、又は管理するものを確認する。
 - 【第4条】 是正指導の相手方

是正指導等の相手方は、違反広告物等を表示し、設置し、又は管理するものとする。
（広告主、屋外広告業を営むもの。）
 - 【第5条】 関係機関との協議
 - 【第6条】 緊急に是正を要する違反広告物等に対する是正指導等の手続き

倒壊等により公衆に対し差し迫った危害が予想されるなど緊急に是正を要するものは、速やかに口頭指導を行い、従わない場合は原則として措置命令を行う。
 - 【第7条・第8条】 違反広告物等に対する是正指導等の手続き

文書指導を行い、従わない場合は条例違反シールを貼付。なおも従わない場合は措置命令を行う。
・無許可で表示等されているもの（第7条）、許可を受けた後、違反広告物等となったもの（第8条）
 - 【第9条】 許可の取消しに係る手続き

許可の取消しは、浜松市行政手続条例に基づき聴聞を実施した上で行う。
 - 【第10条】 措置命令に係る手続き

措置命令は、浜松市行政手続条例に基づき弁明の機会を付与した上で行う。

II 浜松市屋外広告業者等に係る是正指導要綱

違反屋外広告業者の是正

- 1 目的

浜松市屋外広告物条例の規定に基づき、これに違反する屋外広告業を営む者に対する是正事務に関し、必要な事項を定めるもの。
- 2 対象者

屋外広告業を営む者（登録業者、特例業者、無登録業者など）
- 3 主な内容
 - 【第1条・第2条】 目的、定義
 - 【第3条】 条例の違反行為及び違反点数

違反行為をした者に対して付す違反点数（別表第1）。この違反点数は処分を行う際の根拠となる。
 - 【第4条～第7条】 違反行為をした者に対する行政指導の手続き
 - ・屋外広告物等の違反行為に係る 登録業者及び特例業者に対する行政指導（第4条）
違反行為の例>> 許可を受けずに屋外広告物等の表示等をする行為
>> 除却すべき屋外広告物等を除却しない行為 など
 - ・屋外広告業の違反行為に係る 登録業者及び特例業者に対する行政指導（第5条）
違反行為の例>> 屋外広告業に関し、報告、検査を拒む行為
>> 営業停止命令に違反して屋外広告業を営む行為 など
 - ・無登録業者に対する行政指導（第6条）
 - ・特例業無届出業者に対する行政指導（第7条）
 - 【第8条】 処分（営業の停止、登録の取消し）に係る手続き

処分は、浜松市行政手続条例に基づき聴聞を実施した上で行う。
 - 【第9条】 過料に係る手続き

過料は、浜松市行政手続条例に基づき弁明の機会を付与した上で行う。

参考：是正指導要綱の相関関係

屋外広告業を営む者が違反広告物等を表示等している場合は、I及びIIの是正指導要綱による是正指導等を行う。
屋外広告業を営む者に対し処分（営業の停止、登録の取消し）を行ったときは、屋外広告物条例第32条の4第3項の規定により、その旨を浜松市公式ホームページ等で公表する。

